

傷病手当金・傷病手当付加金請求書

●被保険者の注意事項

- ア. ①および④欄は、健康保険の被保険者証に書いてあります。⑤欄は勤務先から交付される「賃金支払内訳票」などをみればわかります。
- イ. ⑥欄は療養のため、勤務に服することができない期間中に介護保険法によるサービスを受けたときには被保険者証に書いてある保険者番号、被保険者番号、保険者名を記入してください。
- ウ. ⑨欄は、(〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時ごろ)、どこで(自宅で) どうしているうち(清掃中に) どういうふうになって(二階の階段から足を踏み外して) どこを(右下腿部を打撲した) というように詳しく記載してください。
- エ. ⑬欄は、同一の疾病または負傷およびこれによって発した疾病により、障害年金、障害手当金を受けている場合に記入するとともに障害年金該当者は障害年金証書の写、支給開始並びに直近の額を証する書類を、また、障害手当金の該当者はその支給額を証する書類を添付してください。
- オ. ⑬欄で障害年金、障害手当金を現在請求中の場合(受けることができる)は、④欄のみにその旨を記入してください。
- カ. ⑬㉗欄は、受けている年金を○で囲んでください。
- キ. ⑬④㉗㉘欄は、障害年金を受けている場合または障害手当金を受けている場合は、それぞれの支給を証する書類等のみて記入してください。
- ク. ⑬㉘欄は障害年金を受けている人は、その年金証書の記号番号のみて記入してください。
- ケ. ⑭㉗欄は現在の年金受給状況を○で囲んでください。
- コ. ⑭①㉗㉘㉙欄は支給を証する書類等のみて記入してください。
- サ. ⑭㉚欄は年金の合計額を記入してください。
※⑭欄の補足
老齢または退職を支給事由とする年金該当者につきましては、平成13年3月28日付厚生労働省保険局保険課企画法令第1係より健康保険組合事務担当者宛事務連絡がなされ傷病手当金請求者に対しては請求書に老齢給付の年金証書またはこれに準ずる書類の写し、その額その支給開始年月を証する書類と直近の額を証明する書類等を添付させることとなっておりますので、被保険者に対しては本連絡を参照のうえご指導をお願いします。
- シ. ⑮欄は、被保険者(本人)が直接受領するときに、被保険者の希望する振込金融機関名を記入してください。
- ス. ⑯欄は、被保険者(本人)が署名した場合は、押印不要です。
- セ. 傷病が第三者の行為によるものであるときは、「第三者行為による傷病(死)届」を作成して、この請求書に添付してください。
- ソ. ⑳欄は、委任により代理受領するときに、代理人の希望する振込金融機関名を記入してください。
- タ. ㉑欄は、被保険者(本人)が直接健康保険組合の窓口で受領するときに記入してください。
- チ. ※印の欄には記入しないでください。

●事業主の注意事項

- ア. ⑱欄の「全額支給」または「一部支給」とは、一日当たりの賃金の全額または一部の意味であること。
- イ. ⑱欄の㉗と④欄にわたるときは、両欄にそれぞれの事柄を記載すること。
- ウ. ⑱㉘欄は、「現在までも、また将来も支給しない」と記載してください。
- エ. ⑲欄は、被保険者の資格を喪失した後の期間にかかる請求であるときは、事業主の証明を要しません。

●医師の注意事項

- ア. ㉓欄は、初診日を記載するのではなく、その傷病について健康保険による療養を始めた日を記載するものですから、被保険者証の療養給付記録欄などをみて記載してください。
- イ. ㉖欄は、なるべく詳しく記載してください。特に、手術した場合は手術の名称と手術年月日を、また結核性の疾病については検痰成績、安静度、赤沈値、理学的所見などを記載してください。人工透析または人工臓器等を装着したときは、実施日または装着日を記入してください。なお、人工臓器等を装着したときは、「人工臓器等の種類」を○で囲んでください。

●その他共通する注意事項

- ア. 訂正したところは、各記載者の氏名のわきに押した印と同じ印(①から⑯、㉑から㉓までの訂正箇所には⑯の印(⑯で押印を省略した場合でも、訂正印は押してください)、⑰から⑲までの訂正箇所には⑲の印、㉔から㉖までの訂正箇所には㉖の印)を訂正印として押してください。
- イ. 印はハッキリと押し、印洩れのないようにしてください。
- ウ. ⑰、⑰、㉔の期間の計算は、両端を入れて間違いなく計算してください。たとえば6月13日から6月19日までは、7日間となります。